

宮城県保健環境センター調査研究事業取扱要領

(目的)

第1 この要領は、宮城県保健環境センター（以下「センター」という。）における調査研究（以下「研究」という。）を計画的、効率的かつ効果的に推進し、その充実を図るために必要な事項を定めるものとする。

(研究方針の作成)

第2 センター所長（以下「所長」という。）は、センターの調査研究方針を作成する。

(研究の区分等)

第3 センターが取り組む研究は、次の各号に掲げる区分とする。

- 一 プロジェクト研究 センター関係各部等が連携し、重点的に実施する研究
- 二 経常研究 センター各部が主体となって経常的に行う研究
- 三 事業研究 県の事業計画に基づいて行う研究
- 四 助成研究 他の機関から助成を受けて行う研究
- 五 共同研究 他の機関と共同で行う研究
- 六 受託研究 他の機関から委託を受けて行う研究

(課題等の収集)

第4 所長は、翌年度の研究計画を作成するに当たり、保健衛生及び環境保全行政（以下「保健・環境行政」という。）上の課題を的確に把握するため、関係機関から情報を収集する。

(共同研究の推進等)

第5 所長は、県の保健・環境行政に資するため、国及び地方自治体など行政機関及び公的試験研究機関（民間試験研究機関も含む）等との共同研究に積極的に取り組む。

2 所長は、前項の関係機関等の競争的研究資金の導入に努める。

(研究の実施)

第6 研究の実施に当たり、研究代表者は概要、方法、期間、共同研究者、経費等を記載した研究計画書を作成し、着手前に所長の了解を得るものとする。

- 2 研究代表者は、研究の進捗状況を担当部長及び所長に適宜報告し、助言等を受けるものとする。
- 3 研究代表者は、実施した研究が終了した場合は、速やかにその結果等を報告書として取りまとめ、所長に報告するものとする。
- 4 各部長及びプロジェクト研究の研究代表者は、実施予定の研究を取りまとめ、別紙様式1により当該年度の4月末日までに企画総務部宛て提出する。
- 5 各部長及びプロジェクト研究の研究代表者は、前項の規定に基づき提出した研究の実施予定に変更が生じた場合は、別紙様式1をその都度更新し企画総務部宛て提出する。

(評価の実施)

第7 第3第1号及び第2号に掲げる研究の実施に当たっては、研究をより効率的・効果的に進めるため、保健環境センター評価委員会条例（平成十七年宮城県条例第四十三号）の規定により設置した宮城県保健環境センター評価委員会が行う評価（以下「外部評価」という。）及び知事自らが行う評価（以下「内部評価」という。）を行うものとする。

2 前項に規定する外部評価及び内部評価の対象となる研究の実施にあたっては、第6の規定に関わらず、宮城県保健環境センター課題評価実施要領（平成29年3月31日制定）に基づき、研究計画書等を提出するものとする。

(研究費の調整)

第8 所長は、前条で規定する評価結果を踏まえて、研究費の予算配分を行う。

(研究成果の公表等)

第9 所長は、研究成果について、研究発表会を開催するとともに、宮城県保健環境センター年報（以下「年報」という。）に掲載し、公表する。

2 研究代表者は、センターの研究発表会及び学会等で、研究成果を発表するよう努める。

3 研究代表者は、研究成果を学会等で発表する場合は、別紙様式2により、研究発表について所長の承認を受けるものとする。

4 所長は、研究成果を分かり易くまとめ、県民等に対してインターネットなどにより公表するものとする。

(庶務)

第10 本要綱に係る庶務は、企画総務部において処理する。

(その他)

第11 本要領に定めのない事項は、所長が別に定める。

附 則 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 宮城県保健環境センター調査研究事業取扱要綱（平成14年11月19日施行、平成21年4月1日最終改正）を廃止する。